

（提出先）
足立区長

（申請者）

フリガナ 氏名	(※)
住所	〒 -
電話番号	()

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。押印する場合、朱肉を使用する印鑑とし、今後の手続きは全て同一印鑑を使用してください。

緑化工事助成金交付申請書

足立区緑化工事助成金交付要綱に基づき、下記のとおり緑化工事助成金の交付を申請します。

確認事項	<input type="checkbox"/> 「緑化工事助成のてびき」により、要綱に定める事項（制度の趣旨、手続き及び被交付者の責務等）を確認しました。		
1 緑化工事の場合	<input type="checkbox"/> 右上に記載の申請者住所		
	<input type="checkbox"/> 以下の住所（新築の場合など） 〒 - 足立区		
2 緑化工事の区分 ・工事費・数量 ※延長・面積は小数点 以下第3位を切り捨て	<input type="checkbox"/> 接道部 工事費見積金額 () 円		
	<input type="checkbox"/> 生垣	延長 () m	道路との間
	<input type="checkbox"/> 植込地	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス無
	<input type="checkbox"/> 塀の撤去	面積 () m ²	<input type="checkbox"/> フェンス有
	<input type="checkbox"/> フェンス緑化	延長 () m	
	<input type="checkbox"/> 建築物 工事費見積金額 () 円		
	<input type="checkbox"/> 屋上	面積 () m ²	
	<input type="checkbox"/> 壁面	面積 () m ²	
3 用途等	<input type="checkbox"/> 住宅（一戸建・長屋・共同住宅等）		
	<input type="checkbox"/> 事業所（工場・店舗・事務所等）		
	<input type="checkbox"/> その他（駐車場・資材置場等）		
	<input type="checkbox"/> 新築・増築・改築 <input type="checkbox"/> 既築		
4 工期（予定）	年 月 日から 年 月 日まで		
5 施工事業者	<input type="checkbox"/> 発注予定あり <input type="checkbox"/> 発注予定なし（申請者が施工）		
	連絡先（必要に応じて）		
	事業者・担当者名 ()		
	電話番号 ()		
6 添付書類	<input type="checkbox"/> あり（「添付書類チェック表」のとおり）		

該当する□欄にチェックし、必要項目に記入してください

添付書類チェック表

※該当する□欄にチェックし、緑化工事助成金交付申請書と一緒に提出してください。

添付書類 ◎：必ず添付 ○：内容に応じて添付 ×：添付不要		□ 接道部	□ 建築物	添付
1 緑化工事に係る図面及び資料等 (要綱第9条第1号)				
1-1 案内図	・方角、土地・建物、道路の位置がわかるもの	◎	◎	□
1-2 緑化工事平面図	・申請内容（申請範囲、緑化の区分、位置、延長・面積、植物の種類・規格・数量等）がわかるもの ・接道部でフェンス有は、位置・延長を明記	◎	◎	□
1-3 現況写真	・緑化予定場所の現況がわかる写真	◎	◎	□
1-4 緑化工事立面図・詳細図等	・緑化工事の内容について平面図を補足するもの	フェンス有は◎ その他は○	○	□
1-5 二次製品カタログ・資料等	・接道部のフェンスは格子部分の隙間の割合が50%以上であることを証するもの ・建築物は緑化資材等製品仕様がわかるもの	フェンス有は◎ その他は○	◎	□
1-6 見積書	・申請範囲の材料費・施工費・諸経費・消費税の合計額及び内訳がわかるもの	◎	◎	□
1-7 申立書	・建築物の緑化工事完了後も建築基準法及び同施行令に適合することを申し立てるもの	×	◎	□
2 建築計画概要書の写し (要綱第9条第2号)		新築・増改築時は◎ その他は×	新築・増改築時は◎ その他は×	□
3 足立区緑の保護育成条例に基づく緑化計画書（区長が認定したもの）の表紙の写し (要綱第9条第3号) ※緑化計画審査中等により提出出来ない場合は、計画書番号を担当者に報告すること		新築・増改築時かつ敷地200㎡以上は◎ その他は×	新築・増改築時かつ敷地200㎡以上は◎ その他は×	□
4 登記簿謄本の写し又は固定資産税・都市計画税の課税明細書の写し (要綱第9条第4号) ※所有権に準ずる権利の場合は協議すること		◎土地の所有権がわかるもの	◎建物の所有権がわかるもの	□